平成２２年（フ）第７５２号
鹿児島県鹿児島市武３丁目13番５号　黒木ビル205号
債務者　廣谷　　強
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
鹿児島県鹿児島市武３丁目13番５号　黒木ビル205号
債務者　廣谷美智子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目16番27―208号
債務者　河野　健一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
沖縄県那覇市字国場1171番地16
債務者　平良　貞子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８号
沖縄県那覇市首里赤田町１丁目37番地
債務者　城間　清子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６号
北海道小樽市入船１丁目８番９号
債務者　渡辺　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１号
秋田県鹿角市十和田錦木字浜田32番地５、前住所秋田県鹿角市十和田山根字前田68番地
債務者　賀川満理子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎44番地２、借入時住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字弁天崎12番地２
債務者　大里　秀美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１９９号
富山県高岡市東上関184番地　雇用促進住宅１棟109号
債務者　麻生　芳克
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３０８号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地10、前住所滋賀県近江八幡市古川町1173番地14
債務者　松村建設工業こと　松村　武志
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３０９号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地10、前住所滋賀県近江八幡市古川町1173番地14
債務者　松村由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２４２６号
京都市北区紫野宮西町16番地
債務者　村田　直子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
京都市左京区一乗寺里ノ前町85番地
債務者　緩詰八州子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
京都市伏見区深草上横縄町10番地110
債務者　髙木　秀子（債務発生時の姓平井）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
奈良県大和郡山市今国府町312番地２
債務者　尾形　秀香
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
鳥取県東伯郡北栄町国坂970番地２
債務者　西村　康子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市今町２丁目312番地　章マンション102号、旧住所鳥取県鳥取市六反田91番地
債務者　上野美智江
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鳥取地方裁判所民事部